

7 近経第 217 号
令和 7 年 11 月 13 日

奈良県奈良市三条大路 2-2-54 TM0 ビル 101
株式会社岡島電設工業
代表取締役 岡島 祐紀 殿

近畿中国森林管理局長

指 名 停 止 通 知 書

この度、貴社が、建設業法の規定に違反し、奈良県知事から監督処分を受けたことは誠に遺憾である。

よって、下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。今後は、かかる事案が生ずることのないよう十分注意されたい。

なお、「指名停止等措置に係る苦情処理手続要領」（平成 19 年 7 月 2 日付け 18 林政政第 793 号）の定めるところにより、当職に対してこの措置について苦情申立をすることができる。この場合、令和 7 年 12 月 13 日までに近畿中国森林管理局経理課にその旨を記載した書面を提出されたい。

記

1 指名停止の期間 令和 7 年 11 月 14 日 ～ 令和 7 年 12 月 13 日（1 ヶ月）

2 指名停止の理由

株式会社岡島電設工業は、同社が請け負った奈良県奈良市内の工場新築工事において、建設業法第 3 条第 1 項第 2 号に規定する特定建設業の許可を有していないにもかかわらず、元請け業者として同号の政令で定める金額を超える下請負契約を締結した。このことが、建設業法第 28 条第 1 項第 2 号に該当するとして、令和 7 年 9 月 11 日付けで奈良県から建設業法第 28 条第 3 項に基づく営業停止処分（7 日間）を受けた。

これらのことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第 2 第 13 号（建設業法違反行為）に該当し、契約相手方として不適当であると認められるため。